



島根県報

令和2年2月4日（火）
第 7 7 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課） 2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（ " ） 2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ） 2
介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	（高 齢 者 福 祉 課） 2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（ " ） 3
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課） 3

【公 告】

公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課） 3
-------------	---------------

【特定調達公告】

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の実施	（病 院 局） 4
----------------------------------	-----------

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文 化 財 課） 7
島根県指定有形文化財の指定の一部改正	（ " ） 7

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8
--	---

告 示**島根県告示第44号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215番地	令和2年1月1日

島根県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
こころ訪問看護ステーション	出雲市天神町869番地天神ビル 2 F	出雲市天神町115-2番地	令和元年12月21日

島根県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
むらた耳鼻咽喉科	雲南市三刀屋町三刀屋1212-54	令和元年11月30日
石田歯科医院	大田市大田町大田イ449-1	令和元年11月16日

島根県告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
公益社団法人益田市医師会	介護医療院	益田市医師会介護医療院 ふたば	益田市遠田町1917番地2	令和2年2月1日

島根県告示第48号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
公益社団法人益田市医師会	益田地域医療センター医師会病院 介護療養型医療施設	益田市遠田町1917番地2	令和2年1月31日

島根県告示第49号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
大田市	平成29年度～令和元年度	14枚	1冊	久手⑨-1	令和2年1月24日
大田市	平成29年度～令和元年度	14枚	1冊	久手⑨-2	令和2年1月24日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年1月16日に終了した旨中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年9月4日から同年11月18日まで
- 3 作業地域
出雲市灘分町、平田町及び西代町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年1月16日に終了した旨中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年9月4日から同年12月13日まで
- 3 作業地域
出雲市灘分町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年2月4日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 入札の概要
 - (1) 委託業務名及び数量
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (4) 委託場所
島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (5) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加者名簿の「8庁舎の廃棄物処理業務」に登録された者であること。
 - (6) 本公告に示した役務について、確実に履行し得ることを証明できる者であること。
- 3 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年2月5日（水）午前9時から同年3月3日（火）午後4時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を9の(8)の担当部局に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札方法等

入札書は、入札説明書に掲げる書類により提出すること。また、添付書類として業務費内訳書を併せて提出すること。

(1) 紙入札による入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）午前10時

イ 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416 F A X 0853-21-2975

ウ 立会人に関する事項

紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

なお、入札者以外の立会は認めない。

エ 郵便による入札については、令和2年3月17日（火）午後4時まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札説明書及び業務委託仕様書等の閲覧等

(1) 閲覧期間

入札公告の日から開札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(2) 閲覧場所

ア 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

イ 島根県病院局ホームページに掲載する。

(3) 業務委託仕様書等に関する質問

業務委託仕様書等に関する質問のある者は、入札説明書に掲げる書類により提出するものとする。

ア 提出期限

令和2年2月25日（火）午後4時まで

イ 回答

島根県病院局ホームページに掲載する。

6 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年2月17日（月）午前10時から

(2) 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

7 入札の辞退

- (1) 入札参加資格確認申請者の入札辞退は、入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。

(2) 入札辞退者は、手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を入札執行者に開札時まで、直接持参又は郵送により提出すること。

8 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は、入札参加者全員に通知するとともに、入札（落札）結果を島根県報に登載する。

(1) 開札の日時

令和2年3月18日（水）午前10時から

(2) 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県病院局財務規程第98条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると病院長が判断した入札者であって、島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札しなかった場合、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約できるものと認められる場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行うものとする。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) 担当部局（問合せ先）

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416 F A X 0853-21-2975

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

10 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

The service of disposable of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1 set.

(2) Period for Submission of Tender : 10 : 00 a.m. March 18, 2020

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane

Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555, Japan

TEL : 0853-30-6416

FAX : 0853-21-2975

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第1号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月4日

島根県教育委員会教育長 新田 英夫

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
工芸	九条袈裟 竹堂利賢寄進 附 応量器5口 袈裟箱1合 袈裟包1枚 文書1通	1 領	出雲市大社町杵築南736	宗教法人神光寺

島根県教育委員会告示第2号

島根県指定有形文化財の指定（平成28年島根県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月4日

島根県教育委員会教育長 新田 英夫

表を次のように改める。

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
工芸	二十五条袈裟及び九条袈裟 孤峰覚明寄進	2 領	出雲市大社町杵築東99-4 (島根県立古代出雲歴史博物館)	北島 建孝
	九条袈裟 靈州明然墨書 附 坐具2条 袈裟包1枚 頭陀袋1口 血脈袋1口 筋1膳 刷1本 匙1本 香合2合 数珠1連 袈裟箱1合 文書10通	1 領		

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月4日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第1号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第84」を「別表第85」に改める。

別表第84の次に次の1表を加える。

別表第85

邑智郡総合事務組合

機 関	職
事務局	事務局長 事務局次長 課長 主査 所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。